平成２３年（フ）第２２９号
岡山県倉敷市老松町３丁目５番54号　メゾン・ひまわり・プラーノ101
債務者　相澤　將司
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午前11時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
福岡県築上郡吉富町大字幸子714番地
債務者　戸田　秀人
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午前11時
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
福岡県築上郡吉富町大字幸子714番地
債務者　戸田　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午前11時
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
長崎県平戸市草積町1105番地１、従前の住所長崎県平戸市田平町深月免149番地40
債務者　辻村喜多夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
愛知県額田郡幸田町菱池字御林17―１ジュネス御林Ｂ103、住民票上の住所熊本県八代市松崎町630番地６
債務者　岩崎　英晃
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第７７号
熊本県八代市郡築四番町５番地１
債務者　山下　晶生
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２１１２号
神奈川県大和市下鶴間2889番地５　リレボーＭＩＹＯＳＨＩ―Ｉ―202号
債務者　根来美惠子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６３号
横浜市南区西中町１丁目２番地
債務者　坂倉　　順
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３４号
神奈川県鎌倉市大町１丁目16番10号
債務者　清川　妙子（旧姓廣野）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３０４号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地の１　南台ハイツＡ１棟403号室
債務者　田村　剛志
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３０６号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目６番11号　ひかり荘２―１
債務者　野村　　廣
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５２号
静岡県富士市富士見台２丁目７番地　市営住宅富士見台団地５―504号、前住所福島県福島市野田町３丁目９番65号　須田ハイツ２―２
債務者　清野　礼子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第５３号
山形県酒田市ゆたか３丁目９番地の12
破産者　有限会社荘内ネット工業
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１０２５号
大阪市淀川区西中島５丁目５番15号
破産者　株式会社ＩＰインベスターズ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６３号
大阪市浪速区浪速東１丁目４番６号
破産者　株式会社大治建設
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００号
福岡市早良区原１丁目34番14号　シャトル高取南305号、開始決定時の住所福岡県飯塚市下三緒976番地　エスコート下三緒203号
破産者　木本　英俊
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３０２号
茨城県猿島郡境町大字大歩1588番地２
破産者　株式会社エフィング
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部